

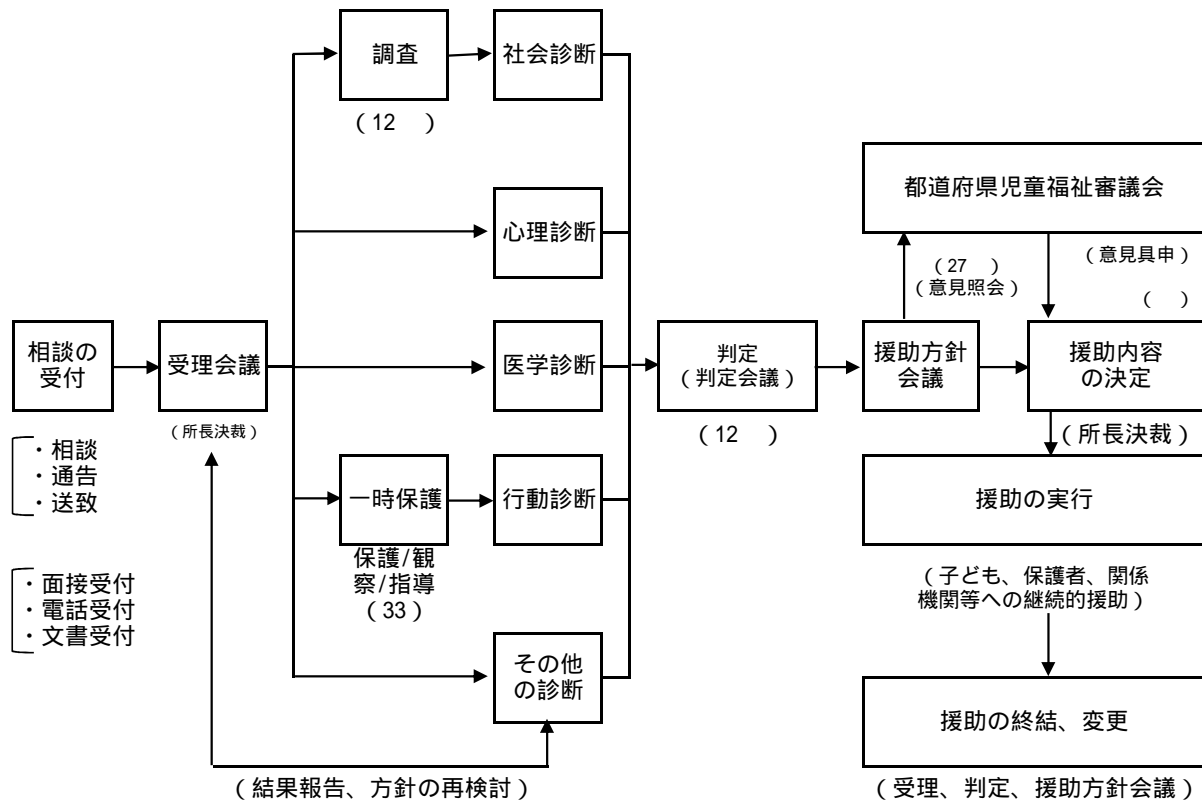
**こども女性相談総室
（中央児童相談所）
児童相談所の業務**

1 相 談 業 務

(1) 相談の種類と主な内容

養護相談	養 護 相 談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健相談	保 健 相 談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障害相談	肢 体 不 自 由 相 談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視 聴 覚 障 害 相 談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	言 語 発 達 障 害 等 相 談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	重 症 心 身 障 害 相 談	重症心身障害児に関する相談。
	知 的 障 害 相 談	知的障害児に関する相談。
	発 達 障 害 相 談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
非行相談	ぐ 犯 等 相 談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のく犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からく犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	触 法 行 為 等 相 談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	性 格 行 動 相 談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	不 登 校 相 談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育 児 ・ し つ け 相 談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
そ の 他 の 相 談		上記のいずれにも該当しない相談。

(2) 児童相談所における相談援助活動の体系・展開



援 助	
1 在宅指導等	2 児童福祉施設入所措置 (27)
(1) 措置によらない指導 (12)	指定発達支援医療機関委託 (27)
ア 助言指導	3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27)
イ 継続指導	4 児童自立生活援助の実施 (33の6)
ウ 他機関あっせん	5 市町村への事案送致 (26)
(2) 措置による指導	福祉事務所送致、通知 (26 、63の4、63の5)
ア 児童福祉司指導 (26 、27)	都道府県知事、市町村長報告、通知 (26 、 、 、)
イ 児童委員指導 (26 、27)	6 家庭裁判所送致 (27 、27の3)
ウ 市町村指導 (26 、27)	7 家庭裁判所への家事審判の申立て
エ 児童家庭支援センター指導 (26 、27)	ア 施設入所の承認 (28)
オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (27)	イ 特別養子縁組適格の確認の請求 (33の6の2)
カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26 、27)	ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7)
キ 指導の委託 (26 、27)	エ 後見人選任の請求 (33の8)
(3) 訓戒、誓約措置 (27)	オ 後見人解任の請求 (33の9)

(数字は児童福祉法の該当条項等)

(3) 相談の状況

令和2年度に児童相談所が受け付けた相談の総件数は936件で、前年度の1,267件に比べて331件減（前年度比73.9%）となった。

養護が571件（61.0%）と最も多く、次いで障害が274件（29.3%）、育成が68件（7.3%）となっている。

増加した相談種別は言語発達障害等相談（1件増）となっている。

減少した相談種別は、児童虐待相談（65件減）、養護（その他）相談（77件減）、重症心身障害相談（3件減）、知的障害相談（64件減）、発達障害相談（6件減）、ぐ犯等相談（11件減）、触法行為等相談（1件減）、性格行動相談（19件減）、不登校相談（8件減）、育児・しつけ相談（5件減）となっている。

相談の経路別の受付状況については、家族・親戚からの相談が315件（33.7%）で最も多く、次いで警察・家裁からの相談が225件（24.0%）、学校等からの相談が98件（10.5%）などとなっている。

表1 相談種類別児童受付数

区分	養護		保健	障害						非行		育成				その他	計	
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ			
31年度	560	153		2		1	3	327	13	17	9	64	10	21	5	82	1,267	
2年度	件数	495	76		2		2	0	263	7	6	8	45	2	21	0	9	936
	割合(%)	52.9	8.1		0.2		0.2		28.1	0.7	0.6	0.9	4.8	0.2	2.2		1.0	100
	前年比	-65	-77	0	0	0	1	-3	-64	-6	-11	-1	-19	-8	0	-5	-73	-331

表2 経路別児童受付数

区分	県・市町村	県・市福祉事務所	児童委員	児童福祉施設等	児童家庭支援センター	認定こども園	警察・家裁	保健所・医療機関	学校等	里親	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
件数	91	56	2	33	1	0	225	7	98	4	315	85	12	7	936
割合(%)	9.7	6.0	0.2	3.5	0.1		24.0	0.7	10.5	0.4	33.7	9.1	1.3	0.7	100

令和2年度の相談措置・処理件数は1,166件である。うち、助言指導で処理したものが979件(84.0%)、継続指導としたものが8件(0.7%)、児童福祉司指導としたものが46件(3.9%)、児童福祉施設入所としたものが14件(1.2%)となっている。

表3 措置・処理の状況

区分	助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童福祉司指導	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	児童福祉施設入所	里親委託	障害児施設等への利用契約	その他	計
件数	979	8	7	46	0	5	14	4	4	99	1,166
割合(%)	84.0	0.7	0.6	3.9	0.0	0.4	1.2	0.3	0.3	8.5	100

(措置・処理件数の中には、前年度未処理のものも含まれる。)

ア 養護相談

養護相談に至った原因及び処理内容は表4のとおりである。

主な理由としては、家族環境(虐待、経済的理由等)から生じたものが631件(99.1%)と最も多い。その中に虐待相談501件(78.6%)が含まれている。

処理の内訳は、面接指導が546件(85.7%)、児童福祉施設入所が13件(2.0%)、里親委託が4件(0.6%)となっている。

表4 養護相談の理由別処理件数

理由別 処理	家出 (失踪含)	死亡	離婚	傷病 (入院含)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設入所				1	8	4		13
里親委託					1	3		4
面接指導				3	438	104	1	546
その他					54	19	1	74
計	0	0	0	4	501	130	2	637

里親及びファミリーホーム委託状況について

登録里親数35人のうち実際に委託を受けた里親は15人(受託率42.9%)、委託里子数は30人となっている。また、ファミリーホームへの委託児童数は8人となっている。

里親は、児童を一時的又は継続的に自分の家庭内に預かって養育することを希望する者であって、都道府県知事が適当と認定したものである。里親制度は、家庭的環境に恵まれない児童を個人の家庭に預け、その温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育てようとする制度である。

表5-1 管内の里親・里子の状況 (令和3年3月末現在)

里親登録数	委託里親		委託里子数
	実数	受託率(%)	
35	15	42.9	30

表5 - 2 管内のファミリーホームの状況 (令和3年3月末現在)

施設数	委託児童数
3	8

虐待相談(養護相談の再掲)

虐待相談の処理件数は501件で、前年度に比べ18件減少した。

虐待の種類別の処理件数は、表6～10のとおりである。

表6 虐待相談の種類別件数

区分		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計
31年度		121	0	288	110	519
2年度	件数	144	10 (1)	241	106 (6)	501 (7)
	割合(%)	28.7	2.0	48.1	21.2	100.0

注：()内は電話相談の再掲

表7 処理状況

区分	助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童福祉司指導	児童福祉施設入所	里親委託	市町村送致	その他	計
31年度	463		7	29	7	2	3	8	519
2年度	435 (6)		3	40	9	1		13 (1)	501 (7)

注：()内は電話相談の再掲

表8 通告経路

区分	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	市町村	その他	計	虐待者本人(再掲)
31年度	33	27	97	9	2		1	2	22	198	74	17	37	519	9
2年度	69	5	54	15	5		6	5	17	201	96 (7)	13	15	501	21

注：()内は電話相談の再掲

表9 虐待者

区 分	実 父	実父 以外の 父親	実 母	実母 以外の 母親	祖 父	祖 母	そ の 他	不 詳	計	両 親 (再 掲)
31年度	226	18	271	2			2		519	84
2年度	188 (1)	26	268 (6)	5	5	7	2		501 (7)	44

注：()内は電話相談の再掲

表10 被虐待児童の年齢別内訳

区 分	身体的虐待				性的虐待				心理的虐待				保護の怠慢・拒否				計				
	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	
31年度	0～3歳未満	4	2		6				0	33	27		60	15	9		24	52	38	0	90
	3～学齢前児童	19	11		30				0	37	42		79	5	16		21	61	69	0	130
	小学生	26	21		47				0	50	41		91	19	22		41	95	84	0	179
	中学生	16	8		24				0	16	18		34	8	10		18	40	36	0	76
	高校生・その他	4	10		14				0	14	10		24	6			6	24	20	0	44
	不詳				0				0				0				0	0	0	0	0
	計	69	52	0	121	0	0	0	0	150	138	0	288	53	57	0	110	272	247	0	519
2年度	0～3歳未満	7	8		15				0	22	34		56	9	9 (1)		18 (1)	38 (1)	51 (1)	0	89 (1)
	3～学齢前児童	21	10		31		3		3	30	33		63	11 (1)	11 (1)		22 (1)	62 (1)	57 (1)	0	119 (1)
	小学生	33	23		56	1	1		2	38	32		70	17 (1)	28 (2)		45 (3)	89 (1)	84 (2)	0	173 (3)
	中学生	20	15		35	1	3 (1)		4 (1)	19	14		33	5	9 (1)		14 (1)	45 (2)	41 (2)	0	86 (2)
	高校生・その他	5	2		7		1		1	6	13		19	4	3		7	15	19	0	34
	不詳				0				0				0				0	0	0	0	0
	計	86	58		144	2	8 (1)		10 (1)	115	126		241	46 (1)	60 (5)		106 (6)	249 (1)	252 (6)	0	501 (7)

注：()内は電話相談の再掲

イ 障害相談

障害相談の受付件数は、知的障害が 260件（93.5%）と最も多く、次いで発達障害が 11件（4.0%）などとなっている。

表 1 1 障害相談受付件数

区分	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	計
件数	2		5		260	11	278
割合 (%)	0.7	0.0	1.8		93.5	4.0	100

ウ 非行相談

非行相談の処理件数は16件となっている。なお、これらの件数は主たる問題行動の内容を1件として計上しており、通常は問題行動の内容が複数であることも少なくない。

表 1 2 非行相談の問題行動別処理件数

問題行動別 処理	く犯行為等相談								触法行為等相談				計
	暴力	虚言癖	浪費癖	家出・浮浪	自家金銭持出	シンナー等吸	性的逸脱	その他	窃盗	障害・恐喝	放火・弄火	その他	
児童福祉施設入所													0
面接指導	2			2	1			1	7			2	15
その他				1									1
計	2	0	0	3	1	0	0	1	7	0	0	2	16

エ 育成相談

育成相談の受付件数は 67件で、性格行動が 45件（67.2%）、不登校が 2件（3.0%）、適性が 20件（29.9%）となっている。

表 1 3 育成相談受付件数

区分	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	計
件数	45	2	20	0	67
割合 (%)	67.2	3.0	29.9	0.0	100

不登校相談の受付及び処理状況

不登校相談の受付件数は 2件で前年度と比べ 8件減少した。処理では、助言指導が 2件となっている。

表 1 4 不登校相談受付件数

区分	31年度	2年度
件数	10	2

表 1 5 不登校相談処理状況

区分	助言指導	継続指導	他機関あつせん	福祉司指導	施設入所	障害児施設利用契約	計
件数	2						2

2 判定業務

令和2年度の判定件数は238件で、前年度と比べて2件の増加となっている。

医学的診断指導件数は385件、心理診断指導件数は928件となっている。

表16 相談種類別判定件数

区分	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	く犯等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他	計
31年度	30				1		180		6	3	7		9			236
2年度	35				2		167	5	1	4	18		6			238

表17 医学的・心理学的検査状況

年度	検査対象者	医学的診断指導				心理診断指導					
		診察指導	医学的検査	その他	計	知能検査	発達検査	人格検査	その他検査	観察・面接・指導	計
31年度	児童	88	227	123	438	192	60	74	5	282	613
	保護者	106			106				1	222	223
	その他	25			25					40	40
	計	219	227	123	569	192	60	74	6	544	876
2年度	児童	63	154	71	288	185	59	107	8	286	645
	保護者	76			76	1			5	254	260
	その他	21			21					23	23
	計	160	154	71	385	186	59	107	13	563	928

表18 判定書（証明書等）の交付状況

区分	特別児童扶養手当診断	障害児保育意見書	その他 (福祉手当・障害証明書等)	計
31年度	1		71	72
2年度	1		46	47

表19 愛護（療育）手帳の判定状況

区分	31年度	2年度
件数	175	172

3 一時保護業務

(1) 一時保護の状況

ア 実人員及び延人員

令和2年度に一時保護（昼間一時保護、委託一時保護を含む。）した管内の児童の実人員の総数は119人で、前年度と比べ23人の増加となっている。

管内の延日数の総数は2,867日で、前年度と比べ170日の増加となっている。

表20 一時保護の状況

区分		中央児相の 一時保護	昼間一時保護	一時保護委託	計
31年度	実人員	27	5	64	96
	延日数	1,258	5	1,434	2,697
2年度	実人員	22	18	79	119
	延日数	485	18	2,364	2,867

イ 相談種類別保護児童数

令和2年度に一時保護（昼間一時保護、委託一時保護を含む。）した管内の児童の実人員は、養護（虐待）が99人（83.2%）、養護（その他）、育成がそれぞれ8人（6.7%）、非行が4人（3.4%）の順となっている。

延日数では、養護（虐待）が2,529日（88.2%）、養護（その他）が212日（7.4%）、育成が107日（3.7%）、非行が19日（0.7%）の順となっている。

表21 相談種類別一時保護児童数

区分		養 護		障 害	非 行	育 成	保 健・ そ の 他	計
		虐 待	そ の 他					
31年度	実人員	73	11		7	5		96
	延日数	2,117	117		144	319		2,697
2年度	実人員	99	8		4	8		119
	延日数	2,529	212		19	107		2,867

(2) 中央児童相談所一時保護所(昼間一時保護を除く)の一時保護状況

ア 実人員及び延日数等

令和2年度の実人員は22人で、前年度と比べて5人の減少となっている。延日数は485日、前年度と比べて773日の減少となっている。

また、1日平均の一時保護人員は、1.3人(前年度比2.1人減)、1人平均の一時保護日数は、22.0日(前年度比24.6日減)となっている。

イ 相談種類別保護児童数

令和2年度の実人員は、養護が17人(77.3%)、非行が1人(4.5%)、育成が4人(18.2%)となっている。

延日数では、養護が411日(84.7%)、非行が14日(2.9%)、育成が60日(12.4%)となっている。

表2-2 中央児童相談所一時保護所の一時保護状況

区分	養護		障害			非行		育成			保健・その他	計	1日平均保護人員	1人平均保護日数
	虐待	その他	肢体不自由	言語発達障害等	知的障害	発達障害	ぐ犯等	触法行為等	性格行動	不登校				
31年度	実人員	18	1				3		5			27	3.4	46.6
	延日数	771	58				110		319			1,258		
	昼間一保	実人員	5									5		
		延日数	5									5		
2年度	実人員	15	2				1		4			22	1.3	22
	延日数	355	56				14		60			485		
	昼間一保	実人員	17					1				18		
		延日数	17					1				18		

ウ 日数別一時保護児童数

令和2年度の日数別一時保護児童数は、22日以上が13人(59.1%)と前年度と比べ8人減少しており、2ヶ月を超えての一時保護はなかった。

14日以内は9人(41.0%)と前年度と比べ5人増加している。

表2-3 日数別一時保護児童数

年度	区分	1~7日	8~14日	15~21日	22~28日	29~60日	61日以上	計
31年度	一時保護	3	1	2	3	12	6	27
	昼間一保	5						5
2年度	一時保護	8	1	0	7	6	0	22
	昼間一保	18						18

エ 学年別一時保護児童数（昼間一時保護を除く）

令和2年度の実人員は、就学前児童数が0人（前年度同様）、小学生が12人（54.5%、前年度比3人増）、中学生が9人（40.9%、前年度比6人減）、高校生その他は1人（4.5%、2人減）となっている。

表24 学年別一時保護児童数

区 分		就 学 前	小 学 生			中 学 生			高 校 生 ・ そ の 他	計	
			1・2年生	3・4年生	5・6年生	1年生	2年生	3年生			
31年度	実人員			7	2	3	8	4	3	27	
	延日数			268	128	87	404	275	96	1,258	
	昼間一保	実人員		1	2	1	1				5
		延日数		1	2	1	1				5
2年度	実人員		3	2	7	5	1	3	1	22	
	延日数		57	57	105	174	9	80	3	485	
	昼間一保	実人員	6	3	1	2		1		5	18
		延日数	6	3	1	2		1		5	18

オ 一時保護児童の退所先

令和2年度の退所先は、家庭引取が9人（41.0%、前年度比6人減）、児童養護施設入所が11人（50.0%、前年度比4人増）、その他が2人（9.1%、前年度同数）となっている。

表25 一時保護児童の退所先の状況

年度	退所先	家庭引取	児童養護施設	児童自立支援施設	福祉型障害児入所施設(知的障害児)	児童心理治療施設	家庭裁判所送致	その他	計
		31年度	一時保護	15	7	2		1	
2年度	一時保護	9	11					2	22

(3) 委託一時保護の状況

ア 相談種類別の状況

令和2年度の管内委託一時保護児童の実人員は79人（前年比15人増）で、養護（虐待）が67人（前年比17人増）、養護（その他）が6人（前年比4人減）などとなっている。

延日数は2,364日（前年比930日増）で、養護（虐待）が2,157日（前年比816日増）、養護（その他）が156日（前年比97日増）などとなっている。

表26 相談種類別委託一時保護の状況

区分	養護		障害	非行	育成	保健・その他	計
	虐待	その他					
31年度	実人員	50	10		4		64
	延日数	1,341	59		34		1,434
2年度	実人員	67	6		2	4	79
	延日数	2,157	156		4	47	2,364

イ 委託先別の状況

令和2年度の委託先は、実人員79人のうち、児童福祉施設49人（前年度比10人増）、里親等18人（前年度比7人増）、警察5人（前年度比2人減）となっている。

延日数2,364日のうち、児童福祉施設2,019日（前年度比933日増）、里親等125日（前年度比27日減）、警察6日（前年度比4日減）などとなっている。

表27 委託先別委託一時保護の状況

区分	児童福祉施設	医療機関	里親等	警察	その他	計	
31年度	実人員	39	11	7	7	64	
	延日数	1,086		152	10	186	1,434
2年度	実人員	49	6	18	5	1	79
	延日数	2,019	210	125	6	4	2,364